

令和6年度福島県原子力防災訓練

企画・運営支援業務

仕 様 書

福島県危機管理部原子力安全対策課

1 業務名

令和6年度福島県原子力防災訓練企画・運営支援業務

2 目的

本業務は、令和6年度福島県原子力防災訓練において、訓練に係る企画・運営支援の業務委託を行うことにより、福島県における原子力防災の実効性を高めることを目的に実施する。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

4 業務対象項目及び実施場所

○ 災害対策本部運営訓練等（令和7年1月21日（火）または22日（水）実施予定）

ア 県災害対策本部運営訓練

- ・対象項目…企画支援、運営支援
- ・実施場所…福島県危機管理センター（福島市）

イ 国原子力災害現地対策本部運営訓練

- ・対象項目…企画支援、運営支援
- ・実施場所…南相馬原子力災害対策センター（南相馬市）

ウ 県原子力現地災害対策本部運営訓練

- ・対象項目…企画支援、運営支援
- ・実施場所…南相馬原子力災害対策センター（南相馬市）

エ 緊急時モニタリング訓練

- ・対象項目…企画支援、運営支援
- ・実施場所…南相馬原子力災害対策センター（南相馬市）、
福島県環境創造センター環境放射線センター（南相馬市）他

5 業務内容

ア 条件付与計画及び付与情報に関する提案及び助言

発注者が作成した条件付与計画及び付与情報に関する資料について専門的な知見による提案及び助言を行う。特に条件付与に関する提案については発注者が作成する「提案シート」により、20件以上行う。

イ 訓練運営要員の派遣

訓練当日の実施体制として、以下に示す要員を配置すること。

なお、受注者は、訓練運営要員の配置計画を作成し、訓練2か月前までに発注者の承認を得ること。

- ・福島県危機管理センター（福島市）
全体責任者1名、コントローラー兼アドバイザー10名
- ・南相馬原子力災害対策センター（南相馬市）
全体責任者1名、コントローラー6名

- ・福島県環境創造センター環境放射線センター（南相馬市）
コントローラー1名

また、派遣する訓練運営要員の要件は以下のとおりとする。

全体責任者 (訓練の進捗状況等を管理する者)	訓練の企画内容を含めた全体の内容を把握しており、進捗状況等の管理及び訓練進行上のトラブルの対応ができる者を充てること。
コントローラー (条件を付与する者)	他道府県訓練等におけるコントローラーの経験があり、訓練実施内容を熟知している者を充てること。
アドバイザー (プレーヤーに助言を行う者)	原子力災害対策マニュアル及び福島県地域防災計画等を踏まえた各機能班の役割等を熟知している者を充てること。

なお、福島県危機管理センターと南相馬原子力災害対策センターに派遣される人員は受付業務を兼ねるものとする。

ウ 国原子力災害現地対策本部運営訓練支援業者の調達

国原子力災害現地対策本部運営訓練における以下の機器操作支援及び故障対応等のため、原子力規制庁が契約している「南相馬原子力災害対策センターの通信設備等維持管理業務」の受注会社の要員を訓練当日に6名調達すること。

なお、訓練当日の運営に支障が出ないように、上記受注会社の要員と入念に打合せを行ったうえで準備をすること。

- ・国原子力災害現地対策本部運営、機器操作に関する支援
- ・テレビ会議の進行支援（テレビ会議及び大型画面操作表示等）
- ・トラブル対応及び訓練円滑実施のための関連支援作業

6 成果品の提出等

(1) 提出書類一覧

	提出書類	部数	提出期日
1	着手届	1部	契約締結日から7日以内
2	緊急時連絡表	1部	契約締結日から7日以内
3	業務実施計画書	1部	契約締結日から1か月以内
4	打合せ議事録	1部	打合せの都度作成し、打合せから7日以内
5	業務完了届	1部	訓練終了後発注者が指定する日
6	実績報告書	1部	訓練終了後発注者が指定する日

※ 業務実施計画書は、業務工程、実施責任者、実施体制及び個人情報等の管理体制を含むこと。

※ 実績報告書は、業務の結果概要をとりまとめ、受注者が作成した資料などを整理のうえ、納品すること。

※ 各提出書類については、提出前に発注者の承認を受けること。

(2) 検収条件

納入品目及びその内容について、発注者が、本仕様書及び関係書類に基づき検査を行い、その結果を発注者が、本仕様書に定めたとおりの作業が行われたと認めたことをもって検収とする。

(3) 納入場所

福島県福島市杉妻町2-16
福島県危機管理部原子力安全対策課

7 発注者が受注者に貸与する資料等

- (1) 福島県地域防災計画、福島県広域避難計画等の最新版
- (2) 令和6年度福島県原子力防災訓練実施要領及び関連資料
- (3) その他本業務を実施するにあたり発注者が必要と認める資料

8 著作権等

- (1) 受注者は、本契約により作成される成果物に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者及び第三者が本業務以前から所有している著作権及び他に利用できる共通的な部分に係る著作権については、この限りではない。
- (2) 受注者は、発注者の書面による事前の同意が得なければ、著作権法第18条及び第19条の権利を行使することができない。
- (3) 発注者は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その他使用のために目的物の改変を行うことができる。
- (4) 当該成果物に含まれる第三者の著作権その他すべての権利について交渉、処理は、受注者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (5) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受注者の責任と費用負担で対応するものとする。

9 その他

- (1) 発注者は、受注者の実施責任者等が業務を履行するにつき、著しく不相当と認められるときは、受注者に対してその是正措置を講ずるよう申し入れることができる。
- (2) 受注者が配置する訓練運営要員等の移動、宿泊に要する経費については、受注者が負担すること。
- (3) 本業務に必要な機器及び機材等については、受注者が全て準備することとする。
- (4) 本業務実施上必要となる軽微な変更は発注者及び受注者が協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。
- (5) 本仕様書に明記していない事項についても、業務委託の目的の範囲内において、原子力防災訓練の企画・運営支援を実施するに当たり必要となる業務一切を含むものとして対応すること。